

<特集：21世紀に向けてのレジャーの価値>

資料 余暇・生活文化行政をめぐる主要な動向

(「余暇・生活文化関係資料」経済企画庁国民生活局 余暇・生活文化室、平成5年10月 より)

<p>昭和41年 (1966)</p>	<p>○「<u>将来の国民生活像—20年後のビジョン</u>」(国民生活審議会(以下国生審と略)報告)</p> <p>【余暇問題が国民生活行政の重要な課題であることを提示】</p> <p>①今後の技術進歩と生産力の増大は労働時間の短縮、自由時間の増大をもたらすこと。          ②それは労働時間の改善、教育水準の上昇として国民生活の向上を意味すること。          ③自由時間に形成される生活文化の役割は一層大きくなること。</p>
<p>昭和43年 (1968)</p>	<p>○「<u>余暇問題の現状と将来の方向</u>」(国生審中間報告)</p> <p>【余暇問題の所在と性格を明示】</p> <p>①余暇は労働の再生産のための手段から、より一層積極的な意味を与えられ始め、また余暇活動のために向けられる消費支出によって裏付けされていること。          ②レジャー・ブーム現象が起きているが、余暇に対する認識が欠如し、適応の態度が整わないため、余暇の拡大が必ずしもそれに対応した内容的充実を伴っていないことが余暇問題の基本的性格であること。</p>
<p>昭和47年 (1972)</p>	<p>○「<u>レジャーへの提言</u>」(国生審報告)</p> <p>【消費者保護の見地に立ちつつ、レジャーを検討。総論において、今後ますます要求が増大すると考えられる創造的レジャーが時間多消費型であることを指摘し、自由時間拡充の必要性を提言】</p> <p>○<u>経企庁余暇開発室(現余暇・生活文化室)、通産省余暇開発産業室(現余暇開発室)の設置、(財)余暇開発センターの設立</u></p>
<p>昭和48年 (1973)</p>	<p>○「<u>余暇行政に関する各省庁連絡会</u>」発足(事務局：経済企画庁余暇開発室)</p> <p>【各省庁の余暇関連予算の取りまとめ、余暇関連施策に関する連絡調整】</p> <p>○「<u>都道府県余暇行政担当課長会議</u>」発足</p> <p>○「<u>余暇政策の今後のあり方</u>」(経企庁余暇開発室)</p> <p>【余暇問題の背景、現状を分析し、余暇政策の方向と課題を提示】</p> <p>(政策の方向)</p> <p>①商業レジャーの拡大に対する適切な誘導と調整          ②国民のレジャー意識の啓発          ③コミュニティ・レジャーの推進</p> <p>(政策の課題)</p> <p>①余暇行政機構の整備 ②統計・資料の整備と余暇環境資源評価システムの確立          ③週休2日制等労働時間短縮の促進          ④余暇意識の啓発と余暇生活能力形成のための条件整備 ⑤余暇環境の整備          ⑥余暇情報の提供 ⑦老人の余暇の充実 等</p> <p>○<u>祝日法改正</u>(祝日と日曜が重なった場合は月曜を休日に)</p> <p>&lt;オイル・ショック&gt; 【労働時間短縮の停滞】</p>
<p>昭和52年 (1977)</p>	<p>○「<u>自由時間の現状と対策の方向</u>」(経企庁自由時間対策研究会)</p> <p>【自由時間を積極的に人間性を育む時間として意義付け、個人・民間・公共の役割を明らかにし、日常生活圏を主体とした総合的で計画的な環境整備等を提言】</p>

昭和55年(1980)	<p>○「<u>自主的社会参加活動の意義と役割</u>」(国生審報告)</p> <p>…【人々の社会参加意欲が高まりつつある実態を踏まえ、国民生活の向上を図るためには、行政の役割の見直しとともに民間の活力が十分発揮されることが重要という観点から企業活動と並んで社会的活力の中心となる自主的社会参加活動の意義と役割を検討】</p> <p>①自主的社会参加活動の意義は、参加する個人の精神的充実感の増大と創造的安定社会の構築であること。</p> <p>②活動を活性化する方策として、自由時間の確保、活動場所の確保、情報収集・提供システムの整備、人材の養成、資金的助成、関連制度の整備が必要であること。</p>
昭和58年(1983)	<p>○総理府世論調査「今後の生活の力点」において、「レジャー・余暇生活」が「住生活」を抜いて、以降第1位に。</p> <p>○「<u>1980年代経済社会の展望と指針</u>」(S58～65の経済運営指針一閣議決定)</p> <p>「生活の質的向上を図るため、……余暇活動などの自主的参加活動の充実のための環境整備を行う」等</p>
昭和60年(1985)	<p>○<u>祝日法改正</u>(その前日及び翌日が祝日にあたる日を休日に……5月4日が休日に)</p>
昭和61年(1986)	<p>○「<u>長寿社会の構図</u>」(国生審報告)</p> <p>…【「人生50年時代」の中で形成された経済社会システムの諸問題を踏まえ、「人生80年時代」に適合した経済社会システム、サブシステムの再構築を提言】…(望まれるシステム像)</p> <p>①特定のライフ・ステージに集中している経済的負担や時間的余裕の極端な偏在が解消され生涯を通じて職業生活・個人生活の両面において自己実現が可能となり、経済社会の活力が維持されること。</p> <p>②個々人が生涯において必要とし、希望する時に、教育・労働・余暇に関し、多様で柔軟な選択を行うことが可能となるようリカレント型生活パターンを可能とすること</p> <p>③国民が多様な形で社会参加活動を行うことが可能であること。</p> <p>○「<u>余暇活動のための5つの提言</u>」(日本社会党)</p> <p>①余暇時間の拡大 ②有給教育休暇制度の実現 ③ゴルフ場利用税など入場税の廃止 ④女性の余暇活動の推進 ⑤ナショナル・ミニマムの確立と公的責務</p> <p>○「<u>余暇基本政策-国民の健康と豊かな生活のための余暇対策-</u>」(公明党)</p> <p>①余暇に関する3つの原則(機会平等、消費者保護、自然環境の保護・適正利用) ②余暇対策基本法の制定 ③余暇施設の計画的整備 ④リーダーの養成と確保 ⑤余暇情報・知識の拡大 ⑥余暇関連行政の改革</p> <p>○「<u>ゆとり創造月間(毎年11月)</u>」の実施</p> <p>【ゆとり創造社会に向けての国民的合意の形成、気運の醸成を図る】</p>
昭和62年(1987) 5月 6月 9月	<p>○「<u>構造調整の指針</u>」建議(経済審議会-新前川リポート) 【2000年に向け、できるだけ早期に労働時間1800時間程度を目指す】</p> <p>○「<u>総合保養地域整備法(リゾート法)</u>」施行</p> <p>基本構想承認済 35構想、基本構想承認済申請中 2構想(平成3年12月現在)</p> <p>○「<u>海外旅行倍増計画(テン・ミリオン計画)</u>」策定(運輸省)</p> <p>【61年の日本人海外旅行者数552万人を平成3年までに年間1000万人に倍増する計画】 (注)年間1000万人の海外旅行者数は平成2年度暦年において達成。</p>

<p>昭和63年(1988) 4月</p>	<p>○「改正労働基準法」施行</p> <p>(主な改正点)</p> <p>①法定労働時間の短縮 一週間の法定労働時間が、従来の48時間から段階的に短縮され、将来的には40時間とすることが労働基準法上明確に。当面の1週間の法定労働時間は46時間。</p> <p>②変形労働時間制 フレックスタイム制の採用要件が明らかにされるなど</p> <p>③年次有給休暇制度の改善 年次有給休暇の最低付与日数が従来の6日から10日に引き上げられるなど</p>
<p>5月</p>	<p>○「経済運営5か年計画—世界とともに生きる日本」閣議決定</p> <p>【豊かさを実感できる多様な国民生活の実現(労働時間短縮と自由時間の充実)】</p> <p>①完全週休2日制の普及、年次有給休暇の計画的付与・取得の促進、所定外労働時間の短縮、労働時間のフレックス化等により、おおむね計画期間中に週40時間労働制の実現を期し、年間総労働時間を計画期間中に1800時間程度に向け、できる限り短縮。</p> <p>②四季折々にまとめて休暇を取得する制度や慣行の確立、自由時間増大に対応した環境整備、指導者の養成、海外旅行の促進等を図るための施策推進。</p>
<p>6月</p>	<p>○「労働時間短縮推進計画」(労働省)</p> <p>【平成4年度までの週40時間労働制(完全週休2日制相当)、年間総実労働時間1800時間程度に向け、できるだけ短縮】</p> <p>○「第6次雇用対策基本計画」閣議決定</p> <p>【ゆとりある職業生活を実現していく上で労働時間の短縮が重要な課題と位置付け】</p>
<p>7月</p>	<p>○文部省「生涯学習局」を設置</p> <p>【臨教審の提言、教育改革推進大綱(閣議決定)を踏まえ、生涯学習体系への移行を図るため、社会教育局を改組して、生涯学習局を設置】</p> <p>○「ゆとり宣言」(全日本民間労働組合連合会時短推進集会)</p> <p>○「ゆとりある国民生活実現のための方策」を第12次国民生活審議会に諮問(経済企画庁)</p>
<p>昭和64年(1989) 1月 平成元年(1989) 2月</p>	<p>○政府機関の隔週土曜閉庁実施</p> <p>○金融機関の完全週休2日制実施</p> <p>○「『個人・企業共存の時代』の実現をめざして～国民の豊かさを高めるシナリオ～」 (社)経済同友会</p> <p>①豊かさを実感するためには、自由な選択の手段を一層充実し、改善に努める必要。 ②阻害要因として、少ない「時間」のゆとり等 ③豊かさ実現のための方策 「金持ち」「物持ち」から「時間持ち」へ、自由裁量時間の拡大、労働時間短縮等</p>
<p>4月</p>	<p>○「余暇充実のための基本的方策」(第12次国生審余暇・生活文化委員会中間報告)</p> <p>【余暇の基本的な事項について、重要な問題提起】</p> <p>①余暇はなぜ必要か、どのような意義を持っているか。 ②余暇の充実を図っていくためには、何を必要とするか。 ③今ただちに実行したらよいのではないかとと思われること。</p> <p>(参考) 中間報告に対する反響</p> <p>・「余暇促進基本法」のような法制面の支援、連続休暇を義務付ける法的措置の検討、サマータイム制の検討等につき、様々な反響。</p>

<p>平成 元年 (1989) 5月</p>	<p>○<u>経済企画庁「余暇開発室」が「余暇・生活文化室」に改組</u></p> <p>(参考) 行政名称としては、47年度から59年度までは「余暇行政」と称し、60年度からは自由時間を通じて創造される内容も加味して、「余暇・生活文化行政」と改称。</p>
<p>6月</p>	<p>○<u>「国民生活に関する調査報告—労働と余暇—」</u> (参議院国民生活に関する調査会)</p> <p>①中高年勤労者余暇対策の確立 ②連続休暇の取得促進 ③特別有給休暇制度の積極的導入 ④有給病欠休暇の普及促進 ⑤週休2日制の導入拡充 ⑥所定外労働時間の短縮 ⑦生涯生活設計システムの開発・普及 ⑧余暇関連サービスの改善、施設の総合的整備 ⑨健全な民間余暇事業の育成、魅力的なリゾート開発の確保 ⑩余暇行政推進体制の整備</p> <p>○<u>「豊かな生活を築くためのレジャー政策—レジャー対策基本法の制定と今後の課題—」</u></p> <p>【野党4党(日本社会党、公明党、民社党、社会民主連合)の共同アピール】 ①レジャー対策基本法の制定 ②具体的計画策定と条件整備 ③レジャー関連行政の一元化</p> <p>○<u>地方議会の「ゆとり宣言」の決議</u></p> <p>第1号 大分県中津市議会 平成2年5月 計115議会 → 平成4年5月現在 計1,210議会</p>
<p>7月</p>	<p>○<u>「日本版ゴールデン・プランの提唱—ゆとりある社会をめざす余暇充実政策の推進—」</u> (民社党)</p> <p>①スポーツ・レクリエーション施設の計画的増設—日本版ゴールデン・プランの策定— ②「余暇活用基本法」(仮称)の制定 ③労働時間短縮など余暇充実の条件整備</p>
<p>10月</p>	<p>○<u>「全国余暇行政研究協議会からの提言—余暇充実に向けて—」</u></p> <p>①余暇行政推進体制の確立 ②国民の余暇意識の啓発 ③労働時間短縮等のための啓発 ④余暇充実のための環境整備 ⑤余暇情報の提供 その他「余暇ウィーク」の設定等余暇意識の啓発をより効果的に推進する施策を提案。</p>
<p>平成 2年 (1990) 1月</p>	<p>○<u>「余暇シンポジウム—余暇時代の幕開けに当たって—」</u> (主催 経済企画庁)</p> <p>○<u>「ふるさと創生の理念と構想中間報告—自由時間創造政策の推進—」</u> (自由民主党)</p> <p>①生活の豊かさや時間のゆとり ②国や自治体による時間制度、時間政策 ③企業による時間制度、時間政策 ④生活者個人による時間管理に対する助成等</p>
<p>2月</p>	<p>○<u>「企業メセナ協議会」設立</u> 【企業の文化活動を促進】</p>
<p>3月</p>	<p>○<u>「ゆとりと創造の市町村行政—余暇時代の行政マニュアル」</u> (経済企画庁・静岡県)の作成</p> <p>【国及び地方を通じる総合的な余暇行政の樹立に向けて、平成元年度から経済企画庁が都道府県に委託して行っている、地方における余暇行政を推進するための調査研究の成果。自治体における余暇行政推進のためのモデル、マニュアルを提示】</p>
<p>4月</p>	<p>○<u>「豊かな時を創るために—新しい余暇社会と生活文化の創造に向けて—」</u> (国生審余暇・生活文化委員会報告)</p> <p>【重点的に進めるべき施策】………</p> <p>(基本方針) 快適でゆとりがあり、かつ、年齢、性別、個々人の経歴等によって異なるニーズに柔軟に対応できる経済社会システムの形成。</p> <p>①余暇拡大のための施策 年次有給休暇の完全取得、連続休暇の定着、残業の削減、連続休暇を取得する慣行の確立 等</p> <p>②国民的コンセンサス形成のための施策 余暇に関する積極的な意識の形成、余暇関連団体のネットワークづくり 等</p> <p>③余暇の充実のための施策 生涯学習の充実、健康づくりの推進、余暇のための人材づくり 等</p> <p>④余暇環境の充実に関する施策 既存施設も活用しながらニーズに対応した余暇空間の整備充実 等</p>

	<p style="text-align: center;">⑤余暇に関する公的支援に対する施策 余暇政策の基本方針、余暇行政の総合的な推進体制の確立 等</p>
<p>平成 2年 (1990) 6月</p>	<p>○「平成2年～3年度の政策・制度要求と提言」(連合)</p>
	<p>(豊かさを実感できる国民生活の実現) ・労働時間の短縮、余暇・レジャー関連サービス産業の充実 等 (1993年度年間総実労働時間1800時間の達成) ・完全週休2日制の社会的定着化、学校5日制の拡大等 ・中小企業時短促進法(仮称)の制定 ・長期リフレッシュ休暇の普及、バカンス法の制定 ・メーデーの国民祝日化と「太陽と緑の週」の制定 ・労働基準法の改正等</p> <p>○衆・参社会労働委員会において「ゆとり宣言」決議</p>
<p>7月</p>	<p>○「生涯学習振興法」施行</p> <p>【生涯学習振興施策の推進体制及び地域における生涯学習機会の整備を図る】 ①都道府県は生涯学習の振興に資する事業を各種団体等と連携協力しつつ行うこと。 ②都道府県は地域生涯学習振興基本構想を作成し、承認を申請しうること。 ③生涯学習審議会の設置(文部省及び都道府県)</p>
	<p>○「連続休暇取得促進要綱」(労働省)</p> <p>【年次有給休暇の取得の目標と課題を明らかにし、年次有給休暇の完全取得の促進、連続休暇の普及・拡大について労使が自主的に取り組むべき事項を指針として示すとともにこれに関連して労働省の講ずる施策を定める】</p> <p>①年次有給休暇の取得の目標と課題 (目標)「年次有給休暇の平均20日付与、20日取得」 (課題)年次有給休暇の完全取得のための意識改革とシステム作り、休暇日数の大幅増。 ②労使が自主的に取り組むべき事項に関する指針 労使一体となった委員会等によるフォローアップ、中小企業への配慮、付与日数の計画的増加、各種休暇メニューの提示等 ③労働省の講ずる施策 国民的合意の形成、指導・援助、環境整備</p>
	<p>○「ゆとり社会とマイライフの創造」(労働省勤労者福祉懇談会報告)</p> <p>【豊かな勤労者生活の実現に向け、勤労者福祉の分野において解決すべき課題と課題解決に向けて行政、企業等の果たすべき役割を検討】 自由時間活用のため、時短、休暇の分散化・柔軟化、企業内施設や学校施設の開放、施設・ソフト情報の提供等が必要。</p>
<p>10月</p>	<p>○「余暇キャンペーン90、余暇セミナー・シンポジウム」開催(経済企画庁・静岡県共催)</p>
	<p>○「1%クラブ」設立(経団連内)</p> <p>【経団連内に所得の1%以上を各々自主的に社会貢献活動に支出することを約束する企業・個人をメンバーとする「1%クラブ」を設立、会員募集。現在200社、150人入会】</p>
<p>12月</p>	<p>○「自由時間活用社会における地方公共団体の役割に関する調査研究委員会」発足(自治省)</p> <p>【地方自治体の余暇関連施策の現状を調査するとともに地方自治体が行う新しい余暇行政の展開方策について検討】</p>
<p>平成 3年 (1991) 1月</p>	<p>○「労働問題研究委員会報告—新時代へのわが国の対応と経営者の選択—」(日経連)</p> <p>・国民が等しく余暇を享受し、ゆとりを実感できるためには、365日、24時間のサービス消費型余暇を満喫する余暇観から、精神的充足を求める余暇観に転換することによって社会の仕組みを変えていくべき。 ・労使による時短への積極的取り組みが必要。フレックス休暇、アニバーサリー休暇、ライフステージによる生涯労働時間の柔軟な配分等多様な時短の方法がさらに広く検討されるべき。</p>

平成 3 年 (1991)  
3 月

○「余暇行政の推進方策に関する研究会」発足 (経済企画庁)

(目的)

人々が余暇を活用してゆとりある充実した生活を送ることができる地域社会の形成を図るため、地域の特性、実情に即した余暇行政の総合的推進方策に関し、実務的見地に立って調査、研究を行うこと

(基本的視点)

国民の余暇活動の大宗を占める日常の余暇活動は、一定の地域内の地域資源 (公共・民間施設、自然環境等)、人的関係 (家族、友人、グループ・サークル等)、余暇ソフト (休養、各種レジャー、学習、イベント等余暇活動の種類とその円滑な実行可能にするシステム) 等の余暇に関する環境・条件に大きな影響を受けることから、これら環境・条件の整備を図り、住民の余暇活動を図っていく上で、住民と密接な関係にある地方自治体の役割は極めて重要。

このような観点から、地方自治体が地域の実態に即し、その特性を生かしつつ余暇行政を円滑に推進していくための課題と、これに関連した国及び民間の課題を検討。

(検討課題)

- ①地方自治体における余暇行政の範囲、対象
- ②地方自治体における余暇行政の総合化、体系化
- ③余暇関連施設の整備と利用の拡大
- ④余暇活動に関するリーダーの育成と活用
- ⑤余暇活動を行うグループ、サークルの育成
- ⑥余暇活動に関する地方自治体等の行事、催し物への対応
- ⑦余暇情報の整備・提供、余暇関連窓口の設置
- ⑧地元企業との連携
- ⑨その他の余暇行政の推進方策 (新たな手法—表彰事業、広域市町村圏形成等)

○「1990年度国民生活時間調査」 (NHK放送文化研究所)

4 月

○法定労働時間が週46時間から44時間へ (労働基準法政令改正)

○「レジャー白書 91—日本のバカンスを考える—」 (財余暇開発センター)

○「余暇生活開発士・余暇生活相談員」の養成及び資格認定事業開始

(財日本レクリエーション協会)

個人の余暇生活の開発・充実の援助者、いわば「余暇生活のコンサルタント」として余暇生活設計、阻害要因解決、余暇活動発見等のプログラムの実施、余暇相談、余暇情報提供等を総合的に行う人材。

余暇生活開発士：組織、団体、経営体等での専門職を志向

余暇生活相談員：組織、団体、経営体等でのリーダー的存在、地域団体等での活動を志向。

○春闘、積極的に時短推進で決着

(主要産業における時短要求の回答状況)

- ・鉄鋼……………1990年代半ばまでに年間総労働時間1800時間台を目標。  
日勤2日、交代3日の休日増
- ・電機……………労使協議機関の設置、新しい休日協定等
- ・電力……………育児休業制度の新設
- ・NTT……………1993年度1800時間の実現を目指す

5 月

○「育児休業法」成立 (平成4年4月施行)

(主な内容)

- ・子供が1歳に達するまで男女労働者のいずれかに育児休業を認める。
- ・事業主は労働者からの育児休業の申し出を拒否できない。
- ・事業主は育児休業を理由に労働者を解雇できない。
- ・事業主は育児休業を取得しない者に対しては勤務時間短縮の措置を取る等。

<p>平成 3年 (1991) 5月</p>	<p>○平成2年度年間労働時間発表 (労働省)</p> <p>【労働者一人当たり年間総実労働時間 2044時間 (対前年度比 △32時間)】</p> <p>○「健康休暇に関する検討会」中間報告 (厚生省)</p> <p>【現代人の健康の保持増進のためには、日常的な健康作りとともに、まとまった休暇を取り、一定期間休養することが重要。このため効果的な休養の在り方、潜在型の長期休暇を可能にする環境整備、特に健康作りのための休暇取得の具体的推進策等につき検討が必要】</p> <p>○「ゆとり社会懇談会」中間報告 (通産省)</p>
<p>6月</p>	<p>○「2010年への選択 メッセージ - 「地球」と「人間」」 (経済審議会2010年委員会)</p> <p>【現状のまま推移した場合の20年後の経済社会を見通し、そこで生きてくる問題点を指摘し、これらを解決しながら望ましい経済社会を実現するために何か課題であるかを明らかにする】</p> <p>①労働時間の短縮 高度経済成長時代なみのペースで進む最近の労働時間短縮をより確かなものとし、国民的な合意の下に着実に進めていくことが必要</p> <p>②通勤時間の短縮 職住近接を進める。在宅勤務、サテライトオフィス、マルチハビテーションなどの流れに沿った条件整備。</p> <p>③自由時間の活用 余暇をより積極的に位置づけ、有意義に使う。ボランティア活動等への支援。働き盛りの30～40才台の男性の自由時間の短さ、格差の拡大に配慮。</p> <p>○「メセナ白書 91」 (社団法人企業メセナ協議会)</p>
<p>7月</p>	<p>○公務員「夏季休暇制度」実施</p> <p>【夏季における一定期間の連続休暇が職員の健康の維持・増進、家庭生活の充実に効果的であることから、新たに3日間の夏季休暇制度を導入】</p> <p>○「労働時間・週休2日制に関する世論調査」発表 (総理府)</p> <p>○「余暇行政施策ガイド」作成 (余暇・生活文化行政関係省庁連絡会議)</p> <p>【地方公共団体、特に市町村段階において、地域の余暇・ゆとり充実のために条件整備を進めるにあたって参考となるよう、余暇行政関係14省庁の所掌する余暇関連施策の範囲と内容を紹介】</p>
<p>8月</p>	<p>○「所定外労働削減要綱」策定 (労働省)</p> <p>【所定外労働時間の削減の意義と目標を明らかにし、所定外労働時間の削減について労使が取り組むべき事項を指針として示すとともに、これに関連して社会全体として取り組むべき事項を示す】</p> <p>①所定外労働削減の意義と課題</p> <p>(意義) ・ 創造的自由時間の確保、家庭生活の充実、社会参加の促進 健康と創造性の確保、勤労者の働きやすい職場環境づくり</p> <p>(目標) ・ 所定外労働時間を、当面 (今後3年程度)、毎年10%ずつ削減 ・ サービス残業をなくす ・ 休日労働はやめる</p> <p>②労使が取り組むべき事項に関する指針</p> <p>・ 労働時間に関する意識の改革 ・ 業務体制の改善 ・ 労使一体となった委員会の設置 ・ ノー残業デー、ノー残業ウィークの導入・拡充 等</p> <p>③社会全体として取り組むべき事項</p> <p>・ 企業系列や業界団体の取り組み ・ 消費者意識の改革</p>

平成 3年 (1991) 9月	○「生活時間柔軟化委員会」発足 (通産省)  【余暇需要のギャップに関わる問題を解決するためには、従来の事業者のみによる対応では解決が困難であるため、生活時間の柔軟化によって余暇需要の分散化を図ることが必要。このため、生活時間の柔軟化を推進するための方策及びそれに関わる問題点を検討】
11月	○「個人生活優先社会をめざして」 (第13次国生審基本政策委員会中間報告)  【経済効率の点で優れていたとされる日本の経済社会システム「企業中心社会」は、今日、個人生活の充実を図る上で制約要因となっている。生活の豊かさを充実するためには今後、企業と個人の関係を根本的に見直し、「個人生活優先社会」へ転換することが必要】 ・生活時間をゆとりあるものとするためには、労働時間の一層の短縮が基本。 ・十分な時間と活動の幅広い選択肢を確保し、多様な自由時間活動を可能にする。 ・身近で手軽に利用できる余暇環境や緑豊かな自然、歴史、風土等を有する余暇環境を整備。
12月	○「第30回党全国大会重点政策」 (公明党)  (時間のゆとりの確保) ①長時間労働の解消と労働環境の改善 ・「時短促進法」の制定と「時短促進助成金」の創設 ・完全週休2日制の実施 ・残業時間の制限と労働分配率の見直し ・年次有給休暇の完全取得の義務付けと病気休暇制度の創設 ・ワークシェアリングによる時短の推進 ・リフレッシュ休暇制度の創設 ・Uターン・アドバイザー制度の創設 ・長時間通勤・混雑緩和対策 ②余暇対策の拡充 — 自遊時間の確保 — ・「余暇促進基本法」の制定 ・フレックス・ホリデー制度の創設 ・学校の5日制の推進とリクエスト・ホリデー制度の創設  ○「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第2次答申」 (臨時行政改革推進審議会)  【ゆとりある豊かな国民生活を実現するためには、自由時間の確保と拡大が必須の要件である】 ・週40時間労働制へ向けた労働基準法の見直し ・時間外や休日の賃金の割増率の引上げなどの検討 ・フレックス・タイム制の本格的な普及 ・女子再雇用制度・男女の別のない介護休業制度の導入を促進、法制化も含め有効な普及対策の検討 ・ボランティア休暇制度等の導入 ・多頻度小口発注等の取引慣行や過剰な品質管理、サービスの見直しの促進
平成 4年 (1992) 1月	○「労働時間短縮の影響に関する研究会」報告 (通産省)  【時間短縮を進めても高齢者や女子の活用、省力化や合理化投資の促進により生産性は向上する。またレジャー消費などで内需が刺激される (労働時間を1%短縮すれば、余暇支出の増大で消費が0.5%増加) 結果、大きくマクロ的な生産水準の低下は生じない可能性が高い】  ○「第123国会総理大臣施政方針演説」  【「生活大国」への前進。生活大国とは、労働時間や通勤時間の短縮により、個人が自己実現を図るため、自由時間、余暇時間を十分活用することのできる社会など】

<p>平成 4年(1992) 1月</p>	<p>○「労働問題研究委員会報告 -新時代の経済・社会と労使関係を求めて」(日経連)</p>
	<p>(1)このところの労働時間短縮が年2%程度進められていることを考えれば、日本全体でみた延べ総実労働時間はすでに減少の段階に入った。</p>
	<p>(2)家庭重視に向けた総合的取り組みの必要性 労働時間の弾力化、サテライトオフィスなど職住接近、通勤時間の短縮、女性が家庭と就労を両立しうるような環境の整備の視点で、企業は貢献すべき。</p>
	<p>(3)労働時間短縮への企業の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間、とくに総実労働時間の短縮は、労使の最重要課題。</li> <li>・現在の年間30～40時間の短縮が継続するよう努力すれば、平均的には遠からず現在の米・英の水準(1900時間台半ば)に達し、中期的には年間総実労働時間1800時間台も射程距離に入る。</li> <li>・労働時間短縮への企業の基本的考え方             <ul style="list-style-type: none"> <li>①賃上げと時短のバランスを十分考慮</li> <li>②省力化や経営効率向上の計画的推進</li> <li>③年間の総実労働時間で考えること</li> <li>④労使の話し合い・協力によって決めること</li> </ul> </li> <li>・具体的手段として             <ul style="list-style-type: none"> <li>①残業の圧縮、②週休2日制の推進、有給休暇の計画的取得</li> <li>③変形労働時間制、フレックスタイム制の導入、④長期リフレッシュ休暇の導入など</li> </ul> </li> </ul>
<p>2月</p>	<p>○「余暇と旅行に関する世論調査」(総理府)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・余暇時間の活用 前回調査(63年11月)と比較し、「活用している」は全ての年代で顕著に増加。 (55.5% → 61.8%) しかし満足度は高いといえず(全体33.3%、30歳台は最低で19.7%)</li> <li>・仕事と余暇の関係 余暇重視派23.8%が、仕事重視派13.1%を、10.7%上回っている。 「仕事も余暇も両方大切である」とする両立派58.5%が、全体の約6割弱。</li> </ul>
<p>3月</p>	<p>○<u>春闘、時短で着実な前進</u></p> <p>(主要産業における時短要求の回答状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電機 …… 年間総実労働時間1800時間の実現に向けての合意 休日労働の割増率を45%に引上げ(現行40%) 介護休職制度の創設</li> <li>・鉄鋼 …… 交替勤務者3日、常昼勤務者2日の休日増</li> <li>・電力 …… 介護休職制度の創設</li> <li>・NTT …… 個人別に設定される週休日が祝日と重なった場合、 夏期休暇にその日数を加える制度の新設</li> </ul> <p>○「公立小中高等学校等の月1回週5日制」導入(学校教育法施行規則改正、平成4年9月施行)</p>
<p>4月</p>	<p>○「育児休業法」施行</p> <p>○「平成4年度政策大綱」(民社党)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ゆとりある生活のための自由時間充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間短縮・家庭時間の確保</li> <li>・リフレッシュ休暇制度等の創設</li> <li>・サマータイム制度の導入等</li> </ul> </li> <li>②文化先進国の建設             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的社会への個人の権利と責任</li> <li>・文化圏・文化ネットワークの構築</li> <li>・芸術・文化の振興</li> <li>・余暇活動の充実と生涯学習の支援</li> </ul> </li> </ul>

平成 4年 (1992)  
4月

○「総合保養地域整備研究会」発足 (国土庁)

【最近の社会経済情勢の変化等に対応して、リゾート地域整備の現状の把握、リゾート地域整備の今後のあり方等についての研究・検討】

○「健康休暇に関する検討会」最終報告 (厚生省)

【健康のため (成人病の危険因子であるストレスを解消するため)、平日を含めてまとめてとる休暇を「健康休暇」と名づけ、特に30～50代の働き盛りの人に対してその普及を図る】

①連続休暇の拡大

休暇を連続して取得する工夫として、年休の計画表の作成、下請けへの発注・納入時刻の配慮、有給のうち5日程度を連続して取得できるような制度的な措置も検討

②家族ぐるみの休暇の実現

社会見学休暇 (欠席扱いとせず、子供を休ませることのできる制度) の創設を検討

③新しい保養地づくり

長期滞在が可能で、成人病予防、禁煙指導、趣味、運動などを組み合わせた健康保養プログラムを提供できる新しい型の「健康保養地」づくり

④保養にかかる費用負担の軽減

宿泊施設において、連続して宿泊する者に対する割引料金金の制度の積極的導入

○「レジャー白書'92 — 分散型余暇社会に向けて —」 (財余暇開発センター)

- ・余暇に対する関心が高まる中で、仕事よりも余暇を重視する余暇重視派が年々増加
- ・バブル経済崩壊と景気後退の中で、平成3年は「安」「近」「楽」型レジャー (近場で、費用のあまりかからない、楽しみ本位の余暇活動) が活発
- ・我が国余暇の基本的問題として、時間や空間などさまざまな側面における「偏り」と「集中」がある。この「偏り」と「集中」が混雑や余暇の高費用化をもたらす
- ・このため、生活時間と生活空間を柔軟化するための諸方策を提起

5月

○平成3年度年間労働時間発表 (労働省)

【労働者一人当たり年間総実労働時間 2006時間 (速報値) (対前年比 △38時間)】

○国家公務員「完全週休2日制」実施

○「グリーン・ツーリズム研究会」発足 (農水省)

【今後伸びていくであろう日本型グリーン・ツーリズム像について議論し、都市と農村が相互に結びついたグリーン・ツーリズム推進のための体制整備のあり方、国や地方公共団体等の支援のあり方等を検討整理】

○「経済審議会生活大國部会」報告 (経済審議会)

【国民一人一人が豊かさやゆとりを日々の生活の中で実感でき、多様な価値観を実現するための機会が等しく与えられ、美しい生活環境の下で簡素なライフスタイルが確立された社会としての「生活大國」を目指す】

①労働時間の短縮

労働時間の短縮は、生活大國の実現にとって最重要課題の一つ

計画期間中に年間総実労働時間1800時間を達成することを目指す

- ・実態として大部分の業種において、週40時間労働制を実現
- ・法定割増賃金率の引上げを具体的に検討
- ・適正化指針等の適正な活用
- ・四季折々にまとめて連続休暇を取得する慣行の確立
- ・病気休暇、リフレッシュ休暇等の多様な休暇制度の普及
- ・サービス残業等が発生しないよう、指導の一層の強化
- ・学校の週5日制は、国民の合意を形成し、段階的な拡大を図る

②自由時間のための環境整備

- ・長期連続休暇への対応のため、比較的安価で利用できる公共的施設の改善
- ・自然親しめる農山漁村地域や自然公園地域での保養施設等の整備
- ・混雑の緩和のため、休暇取得時期の分散化、閑散期の割引料金金の充実
- ・スポーツ、観光、レクリエーション等の施設の整備、快適なアクセス交通の確保、情報提供、指導者等の養成
- ・既存学校施設の開放、企業の福利厚生施設等の有効利用

<p>6月</p>	<p>○「<u>労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法</u>」成立          【各産業種ごとに労働時間短縮計画を作成し、当該計画を国が認定し、支援することにより労働時間の短縮を促進する。】（平成4年9月施行）</p> <p>○「<u>生活時間柔軟化に関する調査研究</u>」報告（余暇開発センター）          休暇の集中が混雑によるゆとり感の喪失、高料金、相対的なサービス水準の低下につながり、余暇活動自体の停滞を招くと指摘し、企業や学校などの休暇制度を弾力的にするよう提言した。</p> <p>○「<u>生活大国5か年計画</u>」閣議決定          【国民一人一人が豊かさゆとりを日々の生活の中で実感できる生活大国を実現するために、そのひとつとして、平成8年度までに年間総労働時間1800時間の達成を目標とし、自由時間の拡充を図る。そのため、学校の生涯学習機関としての機能の充実・強化等により豊かな学習・文化環境の形成を図り、さらに、公共的施設や保養施設の整備、余暇活動の分散化、情報の提供等により余暇環境の整備を図る。（生活大綱部会報告と同内容）】</p>
<p>7月</p>	<p>○「<u>グリーン・ツーリズム研究会</u>」中間報告（農水省）          【日本におけるグリーン・ツーリズムは生産活動を体験したり、農家民宿などを利用するものとしているが、当面は名所やスポーツ施設などの連携をすすめるのが現実的としている。定着させるための必要な施策として、①景観保全のための条例や住民協定による美しい村づくり、②宿泊施設の登録制度やインストラクターの養成など受け入れ体制の整備、③情報網の整備等をあげている。】</p> <p>○「<u>都市計画中央審議会公園緑地部会</u>」中間報告（建設省）          【国民生活や経済社会の変化を踏まえ、都市公園制度や都市における緑やオープンスペースの整備等について、都市公園の種別、設置基準や目標水準及び建ぺい率など公園施設の設置基準等を見直すことを提言した。】</p> <p>○「<u>文化政策推進会議</u>」提言（文化庁）          【生活文化の環境づくりのため、国、都道府県、市町村、企業に対して、それぞれ、人材発掘、文化に配慮したまちづくり、民間企業との協力等を提言した。】</p> <p>○「<u>生涯学習審議会</u>」答申（文部省）          ・リカレント教育の推進と社会人受入れのため、高等教育機関を活用し、その学習を評価するシステムの検討が必要。          ・ボランティア活動の推進、支援のため公的施設・機関や企業へ期待。学校教育においてはボランティアの機会をつくり、それを評価することが必要。          ・学校週5日制に対応した学校外活動の充実のために、家庭や地域での活動とそれを支える施設の整備や指導者の人材育成等が必要。          ・消費者問題やまちづくり等の現代的課題に対する対応として関係機関や団体の連携が必要。</p> <p>学習機会の拡大を促進するためには、関係の行政機関、団体、企業等の連携や情報交換、経済的支援、学習成果に対する評価の仕方、指導者の人材育成のあり方等に対して検討が必要。</p> <p>○「<u>余暇生活開発士</u>」第1期生誕生（財団法人日本レクリエーション協会）          平成3年から財団法人日本レクリエーション協会で行っていた余暇生活開発士の養成について、第1期生274人が審査に合格した。</p>
<p>8月</p>	<p>○「<u>時間外労働協定に関する指針</u>」の改定（労働省）          残業時間の上限を年間 450時間→360時間          1か月 50時間→45時間          3か月 140時間→120時間 に改定する。（平成5年1月施行）</p> <p>○「<u>総合保養地域整備研究会</u>」中間とりまとめ（国土庁）          【今後のリゾート整備のあり方について、国土庁など6省庁による研究会の中間とりまとめでは、リゾート開発に伴う自然環境の破壊や中途での開発業者の撤退等の問題に対して、長期的視点や、国民や地域のためのリゾートといった政策理念の再確立や、国や地方自治体によるリゾート整備の管理、情報提供等を通して、総合保養地域整備法の適切な運用を図り、リゾート整備を推進していくことを提言した。】</p> <p>○<u>人事院勧告</u>          【研究職について、国家公務員初のフレックスタイム制度の導入を勧告した。】</p>

9月	<p>○<u>年末年始、ゴールデンウィーク、お盆期間中の割引き切符の使用制限</u>（JR） 【増収と混雑緩和のため、JRは平成4年の年末年始からそれぞれ10日間、割引き切符の使用を制限することを決めた。】</p> <p>○「<u>学校週五日制</u>」実施 【公立小・中・高校、盲・聾・養護学校、幼稚園において、毎月第2土曜日を休みとする月1回学校週五日制が実施された。】</p>
11月	<p>○<u>第13次国民生活審議会答申</u>（経済企画庁） 【平成2年に始まった第13次国民生活審議会は、ゆとり、安心、多様性のある国民生活を表現するための基本的な方策に関して、個人生活重視の観点から、生活基盤の整備や公平・公正な社会の実現等について総理大臣に対して答申した。】 余暇に関しては、次のような内容となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1)余暇意識の転換、余暇享受能力の育成<ul style="list-style-type: none"><li>・学校の週5日制等による、家庭や地域での余暇活動の促進</li><li>・子供の頃からの余暇教育</li></ul></li><li>(2)余暇空間の整備<ul style="list-style-type: none"><li>・平日、週末の余暇時間の増大への対応 (地方公共団体における、余暇施設の整備水準を定めた計画の策定)</li><li>・長期休暇の一般化への対応 (オートキャンプ場、公的宿泊施設、農家民宿などの安価で手軽な施設の整備)</li></ul></li><li>(3)家族単位の余暇活動の支援<ul style="list-style-type: none"><li>・家族そろって休める制度、家族割引制度、託児機能のある余暇施設等の整備</li></ul></li><li>(4)余暇費用の低廉化、余暇活動の分散化<ul style="list-style-type: none"><li>・公的施設の整備、様々な割引制度</li><li>・需要に応じた利用料金の弾力的設定、学校の夏休みの地域別設定等の休日・休暇の弾力化</li></ul></li></ul>
平成 5年 (1993) 1月	<p>○国の「<u>全省庁一斉定時退庁日</u>」の実施 【それまで各省庁ばらばらだった一斉定時退庁日を毎週水曜日に統一し、「ノ一残業デー」とした。その他、年次有給休暇の年間使用計画表の作成や、超過勤務縮減キャンペーン週間等の設定などを含んだ国家公務員の労働時間短縮対策が決まった。】</p> <p>○<u>第14次国民生活審議会審議開始</u>（経済企画庁） 【消費者政策部会と総合政策部会の2つの部会で審議する。 総合政策部会では、第13次国民生活審議会での問題意識の下で、これまでの企業中心社会から個人生活を重視する社会への転換を目指して、日本型社会をもたらした日本の文化の特質を、歴史的・文明的視点あるいは法社会的視点から解明する。その上で、新しい来たるべき社会が、経済の発展段階の変化に伴う国民の意識の変化や外国の文化との接触・交流を背景に、従来型文化の何を継承し、何を変革するのかを探り、「21世紀の日本型生活様式と社会構造」の展望を行う。特に、今後の日本社会の重要な要素となるべき、市民意識と社会参加活動については政策に結びつけるべく具体的な検討を行う。このため、総合政策部会に「21世紀の社会構造委員会」と「市民意識と社会参加活動委員会」の2つの委員会を設置し、上記のことについて検討を行う。】</p>
2月	<p>○「<u>総合保養地域整備研究会</u>」報告（国土庁） 【今後のリゾート整備のあり方について、長期的視点に立って、家族そろって過ごせ、地域振興に資し、新たな国土形成のためのリゾートを目指し、そのため計画策定・事業化等各過程において管理強化し、支援施策を積極的に推進するなどリゾート整備体制の強化を提言した。 また、供給面から見た対応として、多様なリゾート整備、民間事業者と国・地方公共団体との協力や情報提供、人材育成等のソフト施策の取り組みも提言した。】</p>
3月	<p>○「<u>余暇行政の推進方策に関する研究会</u>」報告（経済企画庁） 【平成3年3月からの標記研究会における地方公共団体（特に市町村）の余暇行政の推進方策についての研究が以下の内容でまとまった。】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1)余暇行政の視点と役割<ul style="list-style-type: none"><li>①地域の余暇行政の重要性と必要性</li><li>②余暇行政の役割</li><li>③地域の余暇行政を推進するに当たっての選択の多様性、公平性の確保、総合的・計画的推進の重要性</li><li>④国・地方公共団体・民間の役割分担</li></ul></li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤余暇行政担当セクションの設置等推進体制の整備</li> <li>⑥余暇行政推進計画の策定</li> <li>(2)余暇関連施設の整備と利用の拡大       <ul style="list-style-type: none"> <li>①余暇関連施設の適正・適量な配置のため、国による整備指針の策定とそれを参考として地方公共団体が定める整備水準による施設配置計画の策定</li> <li>②ニーズの多様化に対応したサービス・ソフト施策</li> <li>③官民の協力による効率的な運営・整備</li> </ul> </li> <li>(3)余暇関連施設の民間委託       <ul style="list-style-type: none"> <li>①民間委託の長所と問題点</li> <li>②民間委託の積極的推進により利用者の立場に立ったサービスの提供</li> <li>③民間委託の方式</li> </ul> </li> <li>(4)余暇指導体制の確立       <ul style="list-style-type: none"> <li>①余暇指導体制のバックアップや専門的かつ高度な指導者の育成</li> <li>②余暇相談体制の確立</li> <li>③身近な余暇指導者の発掘等余暇指導者登録制度の充実</li> </ul> </li> <li>(5)クラブ・サークルの育成       <ul style="list-style-type: none"> <li>①活動の場の提供や基金等の設立によるクラブ・サークルの支援</li> <li>②リーダーの育成、講師派遣</li> </ul> </li> <li>(6)余暇情報の提供       <ul style="list-style-type: none"> <li>①窓口の一元化や庁内連絡体制の整備による情報提供を行う体制の強化</li> <li>②民間との連携や広域的な連携による効率的な余暇情報提供</li> </ul> </li> <li>(7)企業による地域の余暇振興支援       <ul style="list-style-type: none"> <li>①コミュニティ財団の設立等による資金援助と余暇指導者の登録等の働きかけなどによる人を通じての貢献</li> <li>②PR、顕彰、情報提供、支援に伴う負担の軽減等を通じた行政の企業への働きかけ</li> </ul> </li> </ul>
4月	<p>○「レジャー白書'93 ―ポスト・バブルのレジャー―」（財余暇開発センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バブル経済崩壊による不況の影響でゲームセンターやカラオケなど安く、手軽な遊びが増加し、ゴルフや大型テーマパークなど高費用のレジャーは低迷気味に推移</li> <li>・「安・近・楽」のレジャー傾向に拍車</li> <li>・1800労働時間時代の余暇活動は夫婦・家族単位の余暇活動が増え、余暇活動に自己実現を求める人が増加すると予想</li> <li>・地域の余暇環境の充実に当たっては、地方公共団体の余暇環境整備に果たす役割が一層重要になる</li> </ul>
5月	<p>○「年間総労働時間1957時間に」（労働省）</p> <p>【平成4年度の労働者1人当たり年間総労働時間が初めて2000時間を切り、1957時間となった。（速報値）（対前年度比△51時間）（確定値は1958時間）】</p> <p>○「平成5年度自由時間充実対策関係予算5,000億円を突破」</p> <p>【経済企画庁の調べによると、関係15省庁による平成5年度自由時間充実対策関係予算（一般会計＋特別会計）が初めて5,000億円を超え、5,444億円となった。】</p>
6月	<p>○「労働基準法改正、週40時間制へ」（労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週法定労働時間を現行の44時間から40時間に短縮</li> <li>・時間外・休日労働の割増賃金率の引き上げ</li> <li>・1週当たり平均40時間を超えない範囲で最長1年までの変形労働時間制導入</li> <li>・年次有給休暇取得に必要な継続勤務期間を現行の1年から6か月に短縮（平成6年4月施行）</li> </ul>
7月	<p>○「ボランティア活動の振興方策を提言」（厚生省）</p> <p>【厚生省の中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会は、高齢化社会に備えた参加型福祉社会の実現のため意見具申を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今世紀中にボランティア活動者を国民の4人に1人にすることを目標</li> <li>・ボランティアセンターを各市町村に設置して基盤を整備</li> <li>・ボランティア休暇・休学制度の普及</li> <li>・ボランティア体験学習などの教育課程への取り入れ</li> <li>・ボランティア活動参加プログラムの開発普及</li> </ul> <p>等】</p>
9月	<p>○「サマータイム制度懇談会」の設置（通産省）</p> <p>【サマータイム制度の導入に向けて、サマータイム制度導入の影響、導入する際の留意事項、世論形成のあり方などを検討するため、有識者の懇談会が資源エネルギー庁長官の私的諮問機関として設置された。】</p>